

## 教育委員会 平成22年度5月定例会会議録

平成22年5月19日（水）鎌倉市役所 全員協議会室  
9時30分開会、10時26分閉会

出席委員 仲村委員長、林委員、山田委員、熊代教育長  
傍聴者 10人

（会議経過）

### 仲村委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより5月定例会を開会する。本日の議事日程はお手元に配付したとおりであるが、その後世界遺産登録推進担当より報告事項に「保存管理計画の策定について」の追加の申し出があったので、本日の議事日程に追加するとともに、市長部局の世界遺産登録推進担当職員を出席させているが、よろしいか。

（異議なし）

### 仲村委員長

本日の会議録署名委員を山田委員にお願いする。  
それでは、日程に従い、議事を進める。

### <日程第1 報告事項>

#### 1 委員長報告

特になし

#### 2 教育長報告

### 熊代教育長

先週、全国都市教育長協議会の全国大会が青森県の三沢市で開催された。第62回目の総会であるが、教育長に就任して初めて出席した。その大会の中で、3点話題になったことについてお話す。

1点目は、現政権になってから教育委員会を市長部局へ移すということが問題となっており、全国の教育長協議会でも度々話題となっている。今回の会議の最後の宣言文を読み上げるのだが、15項目ある宣言文の第1点目として「現在の教育委員会制度を堅持する」という決意を表明した。内容的には様々な報告があるが、おそらく何らかの形で現在の教育委員会制度は変わるものだという危惧を持っている。政治と教育とは一貫して異質のものである

から、万が一今の体制が崩れた際には、中立性、公正性が失われていくという危機感を持って、全国の教育長協議会は注目をしている。

2点目は、今話題となっている人事権の地方への委譲の問題である。これは、文部科学省の副大臣の談話の中で、委譲する場合には人口30万から50万人の市町村への委譲を検討しているとのことである。早速、大阪の方では、豊中市を中心とし、3市2町が来年の4月に委譲を受け、7月に試験を実施するというところまで、市長町長の話し合いが済んだそうである。3市2町を合わせると文科省の人口に達するようである。30万、50万人に達しない市町村は、周辺の市町村を抱え込んで実施することができるのである。もう一つは、大阪府では橋本知事の指導の下に地方へ人事権を委譲するという宣言をしたため、それを受けて行っているそうである。また、柏原市もやりたいと言っているのだが、人口が75,000人であるため周辺の市町村へ働きかけて表明をしているとのことである。人事権の委譲には相当の費用と、人材が必要になってくる。

3点目は、研究の提案にあたった教育長からの研究発表についてである。全部で5市あったのだが、その中で、全てが一貫教育の推進についての発表であった。全国規模でこの動きがあり、ほとんどの都道府県の中で行われているということが分かった。ただし、やっている内容はほとんどが鎌倉市と同じで、連携型小中一貫校ということでやっていた。もちろん連携型を入れずに小中一貫校としているところもあるが、内容的には、近くの中学校を中心とした小学校との取組であった。統合型で徹底的に行っているところは、まだ2、3例しかない。これは、新しく校舎を建て直す必要があったりするためであろう。そのため、9割方は連携型の小中一貫教育を進めているようである。以上3点についてご報告させていただいた。

### 3 部長報告

特になし

### 4 課長等報告

#### (1) 学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

#### 学務課長

報告事項「学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」ご報告する。議案集の1ページ、2ページをご参照いただきたい。

本件については、第一小学校学校薬剤師として、長津雅則氏を委嘱することについて、急施を要し、教育委員会の会議に提案する暇がなかったため、鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づき、平成22年4月15日付で教育長がその事務を臨時に代理したので、その内容を報告するものである。

経過としては、学校保健安全法第23条の規定に基づき、第一中学校学校薬剤師として委嘱していた菱戸信夫氏が3月15日に逝去されたことに伴い、鎌倉市薬剤師会から、後任者として長津雅則氏の推薦を受けたので、4月15日付で第一中学校学校薬剤師として委嘱し

たものである。任期は、前任者の残任期間のうち推薦があった日以降の平成22年4月15日から平成23年3月31日までである。以上で、報告を終わる。

## (2) 平成22年度市立小・中学校学級編制について

### 学務課課長代理

平成22年度市立小・中学校学級編制についてご報告する。お手元の「小・中学校児童・生徒数及び学級数」をご覧ください。

小学校については、普通学級8,014人、242学級、特別支援学級78人、17学級、合計8,092人、259学級となっている。これは、前年と比較すると、普通学級192人の増、6学級の増、特別支援学級3人の増、学級数は同じ、合計195人の増、6学級の増となっている。

中学校については、普通学級3,013人、88学級、特別支援学級39人、9学級、合計3,052人、97学級となっている。これは、前年と比較すると、普通学級2人の増、学級数は同じ、特別支援学級4人の増、1学級の減、合計6人の増、1学級の減となっている。

なお、普通学級の学級数には、少人数学級編制を行う、小学校1学年の5学級、2学年の4学級、3学年から6学年の6学級及び中学校2学年の1学級の合計16学級は含まれていない。以上である。

## (3) 平成21年度相談状況等の報告について

### 教育センター所長代理

平成21年度教育センター相談室の相談状況についてご報告する。上段の表は、平成21年度の利用状況で、左が相談人数、右が延べ相談人数の表である。中段の表は、平成18年度から平成21年度までの相談人数と件数の推移をまとめたものである。下段のグラフでは、その推移を表している。

平成21年度の相談状況の内容についてご説明する。相談人数と件数等であるが、相談者305人、延べ1775件である。相談者の内訳は、小学生134人、44%、中学生102人、33%、高校生35人、11%で、全体の88%となる。相談件数では、小学生692件、39%、中学生889件、50%、高校生107人、6%で、全体では95%となるが、中学生の相談件数が多くなっている。相談内容では、「不登校等」113人、37%、「家族関係・養育」35人、11%、「性格・行動」29人、10%、「学校生活等」27人、9%、「発達障害」21人、7%等で、昨年とほぼ同様な傾向である。小学生の相談者134人中34人、25%、中学生では102人中、67人、66%が「不登校相談」である。相談内容の延べ件数は、「不登校等」が60%となり、「性格・行動」12%、「発達障害」11%を合わせると83%となり、これらは継続相談の多さを示している。これを年代別で見ると、小学生では「不登校」47%、「発達障害」17%、「性格・行動」13%、「学校生活」9%、「家族・養育」7%となる。一方、中学生では「不登校」78%、「性格・行動」9%、「発達障害」6%となる。以上で相談室相談状況の報告を終わる。

#### (4) 保存管理計画の策定について

追加の報告事項「保存管理計画の策定」について、ご報告する。本日お配りした資料をご覧いただきたい。

史跡等の保存管理計画は、国指定史跡等を適切に保管し、次世代へと確実に伝えていくことを目的として、その適切な保存管理を行っていくための指針や方法等を定めた行政計画である。策定にあたっては、学識者、史跡地関係者、行政関係者等で構成する策定委員会を設置し、検討してきた。また、鎌倉の世界遺産登録に向け、個々の対象遺産ごとに「管理計画」を定めることが求められていることから、今回の保存管理計画策定は、世界遺産登録推進準備の一環として実施したものであり、策定に関わる実務については、市教育委員会の補助執行として世界遺産登録の準備を進めている世界遺産登録推進担当が行ったものである。

それでは、「史跡円覚寺境内・名勝及史跡円覚寺庭園保存管理計画書」の概要を説明させていただく。お手元の冊子をご覧いただきたい。当保存管理計画書は、平成19年度に着手し、平成21年度までの3カ年度にわたって策定作業を進めてきた。まず、策定委員会の構成についてであるが、計画書の4ページの委員等名簿をご覧いただきたい。委員は、考古、建築、庭園、植生、歴史の史跡に関連した分野を専門とする学識者、史跡地関係者、及び市の関係部長で構成されている。また、文化庁及び県の関係機関などには、オブザーバーとしてご参加いただき、検討を行った。

次に、目次をお開きいただきたい。目次により計画の全体的な構成をご説明する。第1章は、「沿革と目的」として、保存管理計画策定の経緯や目的等、全般的な内容について記載している。第2章は、「史跡等の概要」として、史跡の歴史的価値や意義、そして自然環境や現行法規制等を含めた、史跡等の現状について整理をしている。第3章は、「史跡の保存管理」として、史跡の保存管理を行っていく上での基本的方向性、保存管理の方法、現状変更等に対する取扱基準のほか、追加指定の考え方などを示してある。第4章は、「史跡整備の実施等に関する基本的な考え方」についてである。第5章は、「史跡の管理体制等について」といった章立てになっている。また、付編としては、参考資料として、都市計画法、建築行為等に関連する法令等を記載している。

それでは、87ページをご覧いただきたい。本保存管理計画の中心的部分である、第3章の「史跡の保存管理」について、若干、触れさせていただく。保存管理の基本的考え方として、「史跡の歴史的評価」や「現状と課題」を踏まえ、保存管理計画を策定する上での基本的な方向性を示している。87ページ「(2)の基本的方向性」に記載のとおり、基本的な方向性としては、宗教活動の場であることを尊重しつつ、史跡・名勝としての景観及び文化財を守るとともに、学術的な研究成果及び「円覚寺庭園整備計画」を考慮しながら全体的な復興及び境内整備を目指すものとしている。また、史跡を分断する形となっているJR横須賀線の鉄道敷地の史跡指定及び将来的な地下化について、協議・検討を進める旨記載している。88ページから119ページまでは、史跡を構成する要素を分類するとともに、保存管理区分を定め、各保存管理区分の基本方針、保存管理の方法、現状変更等の行為に対する取り扱い基準及び植生管理などについて、表にまとめている。引き続き、120ページ、121ページをご参照いただきたい。第4章「史跡整備の実施等に関する基本的な考え方」、第5

章「史跡の管理体制等について」であるが、当該史跡については、史跡の管理団体指定は行わず、境内地については、円覚寺本山と各塔頭が本保存管理計画に基づいて全体的な調整を図りながら保存管理を進めることとしている。一方、境内地以外の土地については、適切な保存管理を行うための必要な調整を鎌倉市が主体となって行い、史跡としての保存管理を行うとしている。整備の実施にあたって必要となる関連法令等を所管する担当部門への連絡調整については、文化財課又は世界遺産登録推進担当が必要に応じて行うものとする。また、本保存管理計画を適切に実施していくために関係者による委員会組織を設置することとしている。

以上が簡単であるが、「史跡円覚寺境内・名勝及史跡円覚寺庭園保存管理計画書」の概要であり、本保存管理計画書の策定をもち、これまで世界遺産登録推進担当において進めてきた候補資産である23箇所の史跡について保存管理計画の策定を終了した。このことにより、史跡指定を含め、世界遺産登録に必要な資産の保全に関する環境は整ったと考え、今後は、これまでの2回の国際会議でいただいた「武家文化の更なる明確化」「山稜部の積極的評価」等の課題を解決し、ユネスコへ提出する推薦書案の作成を文化庁と協働して進め、早期の世界遺産登録を目指したいと考えている。以上で、報告を終わる。

質問・意見

#### 仲村委員長

教育長報告に質問をさせていただく。新聞で読んだのだが、県費で教員の給与を支給しているため人事権は県が持っているということだが、人件費は県で持って、人事権は地方に移譲することは可能かというような記事を読んだ。県費と人事権とはどのようなものか。

#### 熊代教育長

県が採用して、各市町村に希望に応じて配置する。服務監督権というものは市が持っているが人事権そのものは県が持っている。そのため、何かあった場合には、市独自で任免することはできないため、県が全て一手に引き受けてやるということになる。人事権が委譲されると、全て県から各市町村へ譲渡されるため、県は関係なくなる。ただ、給与面で問題が生じる。横浜市や川崎市は政令指定都市のため、市独自で採用することができ、服務監督権も持っているが、給与面は国と県から出ており、市からは出ていない。それを県は、今国に対し、政令都市は政令都市の税金で全部教員の給与面をまかなうよう申し出ている。全部を移譲しない限りは、いくら人事権の移譲といっても、市町村で受け入れることはできないのである。また、町村だけで人事権を移譲されても、財政的にも困難であるため、国は30万～50万人の都市ということで構想を立てているのではないかと思う。したがって、全て移譲されるのであれば、何市かまとまって行うことも出来るかと思うが、そうでなければなかなかうまくいかないと思う。

(学校薬剤師の解嘱及び委嘱について)

#### 山田委員

学校薬剤師とはどういう業務を行うのか。

#### 学務課長

学校薬剤師は、いわゆる市内にある薬局の薬剤師を委嘱している。学校薬剤師の主な業務内容としては、例えば学校内の黒板等の照度検査、つまり明るさの検査であるとか、あるいは簡易検査ではあるが空気の一酸化炭素検査や、飲料水の管理・検査、あるいは学校で使う薬剤等の保管管理や使用方法の運営指導・助言等である。

#### 仲村委員長

各校1名いるのか。

#### 学務課長

各校1名であるが、今回の委嘱の方は兼務であるため、25校中23名である。

#### 仲村委員長

学校薬剤師は明かりの検査も行うということは、今までそういう教育を受けてきたのか。

#### 学務課長

学校保健安全基準法という法律もあり、また学校保健の関係の環境衛生検査の基準もあり、その基準によって薬剤師さんに色々やっていただいている。一定の知識等や経験をお持ちの方にやっていただいている。

(平成22年度市立小・中学校学級編成について)

#### 仲村委員長

全学級数の中で、実質35人以下の少人数学級になっている学級の割合はどれくらいか。

#### 学務課課長代理

後ほど、調べてお伝えする。

#### 林委員

前回暫定でご報告いただいたものからの変更点等あれば教えていただきたい。

#### 学務課課長代理

御成中学校2年生の生徒が2名増えたことにもない、学級数が一つ増えている。

(平成21年度相談状況等の報告について)

#### 山田委員

6ページの表を拝見すると、いじめがだいぶ減っている一方で、不登校が増えている。こ

の背景としてはどのようなことが考えられるか。

### 教育センター所長代理

実質的に、いじめが何故減ったかということは難しいところがあるが、小学校に心のふれあい相談員を18年度から配置したことにより、未然に防ぐ効果があり、相談室に入る相談が減ってきたのではないかと考えられる。不登校に関しては、相談室に入る相談件数は増えている。この背景については、色々とあると考えられるが、ひと言では難しい。

### 山田委員

もちろんそれぞれ理由はあると思うが、4年前の18年度からみると倍近く増加していることを考えると、何か学校現場に原因が考えられるのかどうかというあたりをお聞きしたいのと、相談者というのは両親、保護者が全般なのか、本人の場合もあるのかどうかを教えてください。

### 教育指導課長

まず先ほど質問があったいじめの相談件数が少し減ってきている件であるが、いじめに対しての色々な指導が功を奏して減ってきているというのもあって欲しいと思っているが、いじめに関しては学校内、担任の教員を中心に相談体制が整いつつあり、最終的に相談室まで相談に行かなくても解決するケースが増えてきたと捉えている。それから、不登校については、確かに年々増えてきて4年間で倍近くになっている。これに対しては対応をさらに強化していかなくてはならないと思っている。現在、教育指導課あるいは教育センター相談室から学校へは、不登校に関しては家庭へも入り込まないといけないため、できる限り学校だけで抱え込まずに教育センター等外部機関に相談をして対応するよう指導をしている。したがって、鎌倉市の場合、不登校に関しての相談の割合は全国、県に比べて高くなっている。積極的にセンターへ相談するようという指導の結果と考えている。

### 仲村委員長

これはセンターが把握している不登校の数ということであるか。

### 教育センター所長代理

そのとおりである。センターに相談のあった件数であるため、私立も入っている。先ほどのご質問であるが、不登校相談は確かにお子様一人ずつの相談であるが、延べ件数になると、保護者だけの面談や相談も入るため、全てがお子様だけの人数ではない。

### 仲村委員長

今の続きであるが、センターで把握している件数が113件であるということだが、センターが把握していない不登校もいるのか。

### 教育センター所長代理

この113件というのは、センターのほうに相談が入っている件数であり、匿名の電話で

終わるケースや面接につながり何年も続けて相談をするケースもある。そのため、一概に何名ということは申し上げにくい。

#### 仲村委員長

鎌倉市の小中学校で、不登校はどのくらいいるのかを知りたい。

#### 教育総務部次長

例年国の調査があるため、学校へ調査をかけて、それをまとめて報告している。昨年度の人数をこれから集約するところである。それがまとまったら報告させていただく。ここに記載しているのは、相談に来られた方の人数であり、不登校の人数ではない。また改めて報告させていただく。

#### 仲村委員長

是非年次別の数を知りたい。

#### 熊代教育長

不登校は内容が問題である。全く学校に来なくなったのか、あるいは一週間に一回来なくても、一年間続けば不登校となる。そのため、不登校の内容をよく分析してもらわないといけない。そして、不登校というと全く学校に来ないと捉えられてしまう場合があるため、そうではないということをお知らせしていかななくてはいけない。そのあたりの内容を把握し、きちんと分析すべきだと思う。

#### 仲村委員長

私も教育長の意見に同感で、しっかりと分析していただきたい。色々なかたちの不登校についてきちんと分析していただきたい。鎌倉市は今まで色々な手を打ってきたが、実態としては増えてきているので、是非抜本的に見直していただきたい。いつ報告していただけるのか。

#### 教育指導課長

児童生徒の問題行動と生徒指導上の諸問題に関する調査の報告ということで、8月を予定している。

#### 熊代教育長

今の話と関連して、私が冒頭で報告を3件したが、その中で小中連携の話をした。ほとんどの地区が不登校を抱えているところが圧倒的に多かった。そして、不思議なことに事実だと思うが、不登校が激減したというところが多かった。やはり連携の中で、今問題となっている小学校6年生から中学1年生になったときの激変する中学校の中身にできるだけ慣れてもらいたいという子どもたちの心の微妙な変化をできるだけ狭めて、そうではないということ連携教育の中で見つけようとする一つの表れであると思う。不登校は鎌倉だけの問題ではなく、神奈川県しいては全国規模で問題になっていることであるため、何らかの形でみんな



なが知恵を出していかないと、そういうお子さんを救っていけないのではないかということで、あらゆる手を考えているところである。その中で新たなものとして、連携教育あるいは小中一貫を進めたことによってこうなりましたという報告があったため、一つの参考になるかと思う。もちろんそれだけでは解消というところまではいかないと思うが、できるかぎり楽しく学校に来ることができる環境あるいは精神的に負担のないような環境を作っていかななくてはならないかと思っているので、その努力をこれからも怠らないようにしていきたいと思っている。もちろんそれには教育委員会も大きな後押しにならなくてはいけないと思っているので、教育委員の先生方の知恵もお借りしたいと思っている。

#### 山田委員

相談室で対応したことで解決に導かれたという例がどのくらいあるのか教えていただきたい。

#### 教育センター所長代理

昨年度であると、ひだまりへ通室をしたケースが7名で、正式通室ではないがひだまりへ向けて動いていたお子さんを入れると11名から12名いた。今年度も同じくらい的人数であると思う。正式に復学というか、最終的に卒業式に出られたのは11名のうち5名である。

#### 仲村委員長

8月に報告ということで、対応策についても報告していただきたい。

(報告事項はそれぞれ了承された)

(5) 行事予定(平成22年5月10日～平成22年6月9日)

#### 林委員

教育センターの行事の中で、例えば手広中学校で行う学校課題解決研修会であるとか第二小学校の授業づくり実践研修会等は、講師の方がいればご紹介いただきたい。

#### 教育センター所長

手広中学校の学校課題解決研修会の講師については、早稲田大学教授の小林宏己先生、第二小学校の授業づくり実践研修会は、元湘南工科大学教授の栗原英昭先生にお願いしている。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

<日程第2 議案第7号>

鎌倉市スポーツ振興審議会委員の委嘱について

#### 仲村委員長

日程第2 議案第7号「鎌倉市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」を議題とする。  
議案の説明をお願いします。

#### スポーツ課長

議案第7号鎌倉市スポーツ振興審議会委員の委嘱について、提案の理由をご説明する。議案集の11ページと12ページを参照いただきたい。

本件は、鎌倉市スポーツ振興審議会委員の任期満了にともない、鎌倉市スポーツ振興審議会条例第5条及び第6条の規定に基づき、新たに委員10名を委嘱しようとするものである。当審議会は、スポーツの振興にかかる事項について調査、審議をしていただく機関で、このたび委嘱を予定している委員は、12ページの鎌倉市スポーツ振興審議会委員委嘱予定者名簿のとおりである。委員10名の内訳については、再任7名、新任3名で、任期は平成22年6月15日から平成24年6月14日までの2年間となっている。

質問・意見

#### 山田委員

スポーツ振興審議会とは具体的にどのようなことを行っているのか。

#### スポーツ課長

スポーツ振興審議会は、スポーツ振興法の中に位置付けられている審議会である。組織等については条例で定めるということになっている。具体的な任務としては、まず一つ目はスポーツ振興法の中で、スポーツ振興に関係する計画を定める場合にはこの審議会の委員の意見を聴取しなければならないという項目がある。その他については、教育委員会の諮問に応じて、スポーツ振興に関する事項について調査・審議をする。その諮問がまとまれば答申をしていくという形になっている。現在のところ教育委員会として、特に諮問をしている事項はない。直近では平成17年9月に、鎌倉市のスポーツ振興基本計画を策定したが、その時には6回ほど審議をしていただき答申をいただいたという経過がある。現在のところ特に具体的な諮問はないが、昨年の例で申し上げますとスポーツ振興基本計画に定めた計画に係る事業の進捗状況等を報告し、委員の意見を伺った。

質問・意見なし

(採決の結果、議案第7号は、全会一致で原案どおり可決された)

#### <日程第3 議案第8号>

鎌倉市文化財専門委員会委員の委嘱について

#### 仲村委員長

日程第3 議案第8号「鎌倉市文化財専門委員会委員の委嘱について」を議題とする。議

案の説明をお願いします。

### 文化財課長

日程第3議案第8号「鎌倉市文化財専門委員会委員の委嘱について」提案の理由をご説明する。議案集の13ページから14ページをご参照いただきたい。

鎌倉市文化財専門委員会委員については、鎌倉市文化財保護条例第6条の規定により、定数10名、任期2年と定められ、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱することとなっている。現委員の任期は、平成22年5月31日をもち満了となる。

この度、新しく委嘱を予定している委員の方々は、別紙委嘱予定者名簿のとおり松島義章氏ほか9名であり、1名が新任、9名が再任である。任期は平成22年6月1日から平成24年5月31日までの2年間となる。

質問・意見なし

(採決の結果、議案第8号は、全会一致で原案どおり可決された)

### 仲村委員長

以上で本日の日程はすべて終了した。5月定例会を閉会する。